

会員に関する規程

【目的】

○第1条 この規程は、定款第 55条第2項の規定に基づき、一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関する必要な事項を定めるものとする。

【会員の種類】

○第2条 1. この法人の会員は、以下のとおりとする。
(1)賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、賛助する個人及び団体
(2)協力会員 この法人の目的及び事業に賛同し、調査事業等に協力する個人及び団体の在宅ケアに関わる関係者や専門家
2. 団体には、法人の他、各種団体等を含む。

【賛助会員】

○第3条 1. この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。
2. 賛助会員は、法人においては、特別法人賛助会員及び法人賛助会員A、法人賛助会員B、個人においては、個人賛助会員、学生賛助会員とする。

【協力会員】

○第4条 1. この法人の目的、事業に賛同し、調査事業等に協力する患者(難病を含むさまざまな疾患、経過、状態、重症度)やその家族、障害者の個人・団体など在宅ケアに関わる関係者や専門家は、理事長の承認を得て協力会員となることができる。
2. 協力会員は、会費不要とする。ただし、会員登録が必要となる。

【会費】

○第5条 1. 賛助会員は、毎年賛助会費として、年会費を会費納入規程の定めにより納入しなければならない。

■法人

企業・団体	賛助会費（年会費）：1口年額
特別法人賛助会員	1,000,000 円
法人賛助会員A	200,000 円
法人賛助会員B ※	100,000 円

■個人

個人	賛助会費（年会費）：1口年額
個人賛助会員	6,000 円
学生賛助会員	3,000 円

【入会手続】

- 第6条 1. 会員になろうとするものは、所定の入会申込によって入会とする。
2. 入会金は不要とする。
3. 賛助会員につき、会費は原則として前納一括払いとする。
4. 会員期間は、入会した年度の末日(3月31日)までとし、入会後は、特に退会の意志表示がない限り翌年に継続とする。
5. 事業所、部署単位での入会も可能とする。
6. 法人賛助会員Bは、中小企業並びに非営利の公益法人とし、範囲は以下のとおりとする。

(1) 中小企業の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、運輸業	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

- ・株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業(一部を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。
- ・上記の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づくものである。

(2) 非営利の公益法人

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、更生保護法人、特別非営利活動法人、中間法人など

【理事会への報告】

- 第7条 1. 理事長は、新たに前条の会員(以下単に「会員」という。)となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

【賛助会員の特典】

- 第8条 1. 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

(1) 法人賛助会員

- ①この法人が主催・共催・協力する講座等や、有料の資料等、またアドバイザリー事業やモニター事業について、会員向けの割引価格で利用できる。
- ②この法人が主催・共催・協力する委員会や研究会等への参加機会を得られる。
- ③この法人の目的への賛同、事業への参画を通じ、当事者を中心とする在宅ケアの実現を目指す法人の理念を、会員期間内においてこの法人の告知媒体（ホームページ等）などを介して開示する機会を持つことができる。

(2) 個人賛助会員

この法人が主催・共催・協力する講座等や、有料の資料等について、会員向けの割引価格で利用できる。

【協力会員の特典】

○第9条 1. 協力会員は次の特典を享受することができる。

- ①在宅ケアに関わる関係者・専門家等は、この法人が実施する在宅ケアにおける製品やサービスに関する調査(不便に感じた点やこれまでの経験、良かったと感じた点やこれまでの経験、使用感、工夫や改良を望む点などに関する調査等)などに参加することで、この法人の連携団体やプラットホームに参加する製造・流通、在宅ケアの関係者等との情報交換や交流・協働等の機会を持つことができる。
- ②この法人が発行する告知媒体(ホームページ等)や発行物などに寄稿する機会を得たり、それら掲載物等の提供を受けられる。
- ③この法人が主催・共催・協力するセミナーや催しの案内を受けられる。

【会費の使途】

○第10条 1. 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益事業目的に使用する。

【除名】

○第11条 1. 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1)違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
 - (2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき
 - (3)正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき
2. 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならぬ。

【退会】

○第12条 1. 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2. 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

【改廃】

○第13条 1. この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成29年6月5日から施行する。(平成29年6月5日理事会議決)

贊助会員入会申込書

一般財団法人 在宅ケア もの・こと・思い研究所 事務局行

申込日	平成 年 月 日		
フリガナ			
会社名・法人名			
フリガナ			
事業所・部署名			
郵便番号 <input type="text"/>			
フリガナ			
住 所			
電話番号		FAX番号	
電子メール（必須）			
事業内容			
入会口数	特別法人贊助会員（1口年額）100万円	<input checked="" type="checkbox"/>	□
	法人贊助会員A（1口年額）20万円	<input checked="" type="checkbox"/>	□
	法人贊助会員B（1口年額）10万円	<input checked="" type="checkbox"/>	□
	個人贊助会員（1口年額）6千円	<input checked="" type="checkbox"/>	□
	学生贊助会員（1口年額）3千円	<input checked="" type="checkbox"/>	□
合計金額			円

<会費納入方法について>

入会時、請求書を送付させていただきますので指定銀行にお振り込みください。
次年度以降については、会費請求書を送付させていただきます。

<銀行振込先>

みずほ銀行 小岩支店 普通貯金 口座番号：1287060
一般財団法人 在宅ケア もの・こと・思い研究所